

ごみ処理施設等における
「地元協力金」の実態把握に関する研究

A study on actual conditions of "local cooperation money"
in waste treatment facilities

辻 将治

TSUJI, Masaharu

環境政策・計画学科において学士（環境科学）の学位授与の資格の
一部として滋賀県立大学環境科学部に提出した卒業研究論文

2014 年度

承認

指導教員

目次

第一章	序論	1
1-1	本研究の背景	1
1-2	本研究の目的	1
1-3	本研究の意義	1
1-4	本研究の構成	1
1-5	研究方法	2
1-6	本研究の用語定義	2
	参考文献	2
第二章	「地元協力金」の概要	3
2-1	はじめに	3
2-2	「地元協力金」の概要	3
2-3	滋賀県大津市の問題	3
2-4	湖北広域行政事務センターの事例	3
2-5	彦根愛知犬上地域のごみ処理施設候補地選定について	4
	参考文献	4
第三章	アンケート調査・追加アンケート調査・ヒアリング調査	5
3-1	はじめに	5
3-2	目的	5
3-3	調査方法	5
3-4	アンケート調査	5
3-4-1	アンケート調査の目的	5
3-4-2	アンケート調査の対象	5
3-4-3	アンケート調査実施時期	5
3-4-4	アンケート調査の内容	5
3-5	追加アンケート調査	6
3-5-1	追加アンケート調査の目的	6
3-5-2	追加アンケート調査の対象	6
3-5-3	追加アンケート調査実施時期	6
3-5-4	追加アンケート調査の内容	6
3-6	ヒアリング調査	7
3-6-1	ヒアリング調査目的	7
3-6-2	調査期間	8
3-6-3	調査対象	8

3-6-4	F事務組合ヒアリング調査	8
3-6-4-1	調査日時	8
3-6-4-2	調査内容	8
3-6-5	G市ヒアリング調査	8
3-6-5-1	調査日時	8
3-6-5-2	調査内容	8
3-6-6	H市ヒアリング調査	9
3-6-6-1	調査日時	9
3-6-6-2	調査内容	9
3-6-7	G市A・B自治会ヒアリング調査	10
3-6-7-1	調査日時	10
3-6-7-2	調査内容	10
3-7	アンケート・追加アンケート返信状況	10
3-7-1	アンケート調査返信状況	10
3-7-2	追加アンケート調査返信状況	10
	参考文献	11
第四章	ごみ処理場等における「地元協力金」の実態	13
4-1	はじめに	13
4-2	「地元協力金」支出開始時期	13
4-3	各自治体における「地元協力金」支出根拠	14
4-4	「地元協力金」に関する各自治体の条例・要綱の制定時期	15
4-5	「地元協力金」の予算科目	16
4-6	「地元協力金」の各自治体における基本的な考え方	16
4-7	各自治体における「地元協力金」の年間支出額	18
4-8	支出金額の決定方法	18
4-9	「地元協力金」制度に関わる見直しの有無	20
4-10	「地元協力金」の用途の限定について	21
4-11	「地元協力金」の用途実績の報告・公表について	22
4-12	「地元協力金」に関する情報公開の方法と内容	23
4-13	対象自治会の選定方法	25
4-14	施設立地時における反対の有無と反対内容	27
4-15	「地元協力金」に関する各自治体の問題点・課題	28
4-16	「地元協力金」に関する説明会の有無	29
4-17	「地元協力金」以外の周辺地域への配慮	30
4-18	「地元協力金」制度の方向性・必要性	30

4-19	「地元協力金」の展望	31
4-20	まとめ	31
第五章	結論	37
5-1	本研究の目的に対する結論	37
5-1-1	目的1に対する結論	37
5-1-2	目的2に対する結論	41
5-2	研究全体を通しての考察	42
5-3	今後の課題	42
謝 辞	44

付録

図表目次

図 4-1	施設立地自治会のイメージ図	26
図 4-2	施設立地・隣接自治会のイメージ図	26
図 4-3	距離による選定自治会のイメージ図	27
表 3-1	アンケート調査における質問項目	6
表 3-2	追加アンケート調査の質問項目	7
表 3-3	「地元協力金」に係る F 事務組合に対するヒアリング調査内容	8
表 3-4	「地元協力金」に係る G 市に対するヒアリング調査内容	9
表 3-5	「地元協力金」に係る H 市に対するヒアリング調査内容	9
表 3-6	「地元協力金」に係る G 市 A・B 自治会に対するヒアリング調査内容	10
表 3-7	アンケート調査返信状況	10
表 3-8	追加アンケート調査返信状況	11
表 4-1	調査結果および考察に用いるデータ	13
表 4-2	各自治体における「地元協力金」の支出開始時期	14
表 4-3	各自治体における「地元協力金」支出根拠	15
表 4-4	「地元協力金」に関する各自治体の条例・要綱の制定時期	15
表 4-5	各自治体における「地元協力金」の予算科目	16
表 4-6	「地元協力金」の各自治体における基本的な考え方	17
表 4-7	各自治体における「地元協力金」の平均年間支出額	18
表 4-8	各自治体における支出金額の決定方法および計算方法	19
表 4-9	「地元協力金」制度に関わる見直しの有無	20
表 4-10	「地元協力金」の使途の限定の有無	22
表 4-11	「地元協力金」の使途実績の報告の有無・公表の可・不可	23
表 4-12	「地元協力金」に関する情報公開の方法	23
表 4-13	「地元協力金」に関する議会提出の予算書公開内容	24
表 4-14	「地元協力金」に関する議会提出の予算書公開内容	24
表 4-15	「地元協力金」に関する問い合わせ公開内容	24
表 4-16	「地元協力金」支出対象自治会の選定方法と筆者による分類	25
表 4-17	ごみ処理場等の施設立地時における反対の有無	27
表 4-18	ごみ処理場等の施設立地時における反対内容と筆者による分類	28
表 4-19	「地元協力金」に関する各自治体の問題点・課題の有無	29
表 4-20	「地元協力金」の各自治体の問題点・課題	29
表 4-21	「地元協力金」以外の周辺地域への配慮	30

ごみ処理施設等における「地元協力金」の実態把握に関する研究

金谷研究室 1012029 辻将治

1. 背景・論点

現在ではごみの広域処理が進められているものの、今後ごみ処理場の老朽化が進むなかで、処理場の建替えとその場所をめぐる問題、すなわち処理場周辺地区の環境的不公正が継続するの否かという問題が各地で起こることが想定されている¹⁾。また、地域社会に必要な施設でありながら、住民から拒否反応を示される施設、たとえば下水処理場やゴミ焼却工場、斎場などの立地計画は、社会的にも最も重要な問題とされている²⁾。

そのような問題を少しでも緩和しようと、廃棄物処理法第9条の4、「周辺地域への配慮」の規定を根拠に、「地元協力金」が周辺自治体から地元自治会等に支払われている事例がある。支払われる金額は統一的な基準がなく、交渉過程において双方が妥協に至った金額が基準となる。また、各施設の設置目的、周辺に与える影響及び地元住民の受け入れ方が異なることから、それぞれの施設で設定されている。

このように施設周辺住民に対しての配慮があるものの、「地元協力金」の支出の考え方、支出の方法、支出の根拠、またそれらの妥当性や支出そのものの必要性が明確でないことが原因となり、各地で自治振興報償費をめぐる問題³⁾や見直し議論⁴⁾が起きている。つまり、ごみ処理場等の立地・稼働において、地元自治会等への配慮として「地元協力金」という考え方が生まれたのだが、その「地元協力金」に対して問題が起きているというのが現状である。

しかし、このような問題に対して、研究はなされていない。

2. 研究の目的・意義

そこで本研究では、ごみ処理施設等における「地元協力金」の実態を把握することを目的1とし、「地元協力金」の支出の考え方、支出の方法、支出の根拠、またそれらの妥当性や支出そのものの必要性を整理することを目的2とする。

本研究の意義は、ごみ処理施設等における「地元協力金」について、自治体と地元自治会などが円滑な議論を進める上での参考資料となることである。

なお本研究での、自治体・ごみ処理施設等・「地元協力金」の意味は、以下の通りである。

- *自治体：自治体とは市・一部事務組合のことを意味する。
- *ごみ処理施設等：ごみ焼却施設、再資源化処理施設、し尿処理施設、最終処分場、斎場の総称。
- *「地元協力金」：ごみ焼却施設等を立地に関して、

地元自治会等に支払う経費。「地元協力金」とは本研究での総称であり、具体的な名称は各自治体によって異なり、地元でなく地域など、協力金でなく補助金・報償費・交付金・奨励金など様々である。

3. 研究方法

本研究では上記の目的を達成するために次のような方法で進めていく。

- ①既存文献・資料を用いて「地元協力金」の現状把握、現在の情報を整理する。
 - ②「地元協力金」に関するアンケート項目を設定し、全国の自治体(810市)を対象に、アンケート調査を行う。
 - ③アンケート回答自治体・自治会の一部に対して、追加アンケート、ヒアリング調査を行う。
 - ④アンケート、ヒアリング結果を整理し、「地元協力金」の実態を明らかにする。そして、支出の考え方、支出の方法、支出の根拠、また支出そのものの必要性について分析・考察し、整理する。
- ②と③の詳細を、以下に示す。

(1)アンケート調査

1)調査目的

「地元協力金」に関する基礎情報を得るとともに、各自治体における「地元協力金」の支出の有無について整理する。

2)調査対象

各自治体のHPに掲載されている、もしくは問い合わせにて廃棄物関連の部署宛てのメールアドレスを入手することができた全国の自治体(810市)。

3)調査期間

2014年8月1日~2014年9月1日

4)調査内容

参考文献1)を基に、アンケート調査の質問項目を「地元協力金」支出の有無、支出の基本的な考え方、支出根拠、年間支出額、対象施設、見直しの有無、予算科目、情報公開の程度と設定した。

(2)追加アンケート調査

1)調査目的

「地元協力金」支出自治体の「地元協力金」支出に関するデータを追加で得ることを目的とする。

2)調査対象

アンケート調査において「地元協力金」を支出していると回答した17自治体と検索ワードを「(地域 OR 地元) AND(廃棄物 OR 環境衛生)AND 施設

AND(交付金 OR 協力金 OR 補助金 OR 助成金 OR 負担金 OR 奨励金)」と設定したインターネット検索でヒットした 11 自治体、参考文献 1), 2)より湖北広域行政事務センター、滋賀県大津市を含めた、計 30 自治体を対象とする。

3)調査期間

2014 年 11 月 10 日~2014 年 12 月 15 日

4)調査内容

アンケート調査回答自治体に対しては、追加アンケート質問項目、それ以外の対象には両アンケートの質問項目を追加アンケート調査として行った。

(3)自治体ヒアリング調査

1)調査目的

アンケート・追加アンケート調査の結果から出た問題点・疑問を明らかにし、「地元協力金」の考え方・方向性、自治体と自治会の関係性を深く理解する。

2)調査期間

自治体 2015 年 1 月 9 日~2015 年 1 月 15 日

自治会 2015 年 2 月 9 日~2015 年 2 月 13 日

3)調査対象

「地元協力金」支出自治体の中から、事例数の多い都道府県 X のヒアリング調査協力を得られた、F 事務組合、G 市、H 市をヒアリング対象とする。

また、自治会は調査協力の得られた G 市 A・B 自治会とする。

4)調査内容

自治体へのヒアリング調査内容を表 1、自治会へのヒアリング調査内容を表 2 に示す。

表 1 自治体へのヒアリング調査内容

ヒアリング調査内容	F事務組合	G市	H市
「地元協力金」支出開始理由	○	○	○
「地元協力金」支出根拠の詳細	○		
「地元協力金」見直し協議中の現状	○	○	
「地元協力金」の用途について	○	○	
「地元協力金」支出対象自治会の選定方法	○	○	○
「地元協力金」に関する訴訟内容	○		
金銭以外の取り組みについて	○	○	○
「地元協力金」に関する説明会について	○	○	○
都道府県Xに「地元協力金」制度が多い理由	○	○	○
「地元協力金」の是非	○	○	○
「地元協力金」に関する条例・要綱の制定時期について			○
支出開始時期と条例・要綱制定時期の差について			○
「地元協力金」支出金額の設定理由		○	○
ごみ処理場等立地時の合意形成について		○	
「地元協力金」増額の要望について		○	
「地元協力金」支出に対する考え方について			○
「地元協力金」の見直しの有無について			○
他地域からの反対について		○	
施設立地時の反対内容について			○

表 2 自治会へのヒアリング調査内容

調査内容	
「地元協力金」の用途	施設立地時の反対について
協議内容について	他の自治会からの反応について
現在の交付状況について	交付金増額要望について
「地元協力金」に対する考え方	金額について
支出に至った経緯	

(4)アンケート・追加アンケート返信状況

アンケート・追加アンケート返信状況について、表 3 に示す。

表 3 アンケート・追加アンケート調査返信状況

	対象自治体数	回答自治体数	回収率
アンケート調査	810自治体	247自治体	30%
追加アンケート調査	28自治体	13自治体	46%

4. 結果及び考察

(1)各自治体における「地元協力金」支出根拠

各自治体の「地元協力金」支出に対する根拠を表 4 に示す。同意文書・覚書・建設協定書等の支出根拠も存在することが明らかとなった。

表 4 各自治体の「地元協力金」支出に対する根拠(n=12)

「地元協力金」支出の根拠	自治体数	割合(%)
条例・要綱	8	67%
廃棄物処理法第9の4条	3	25%
条例・要綱と廃棄物処理法第9の4条	1	8%
その他	0	0%
計	12	100%

(2)「地元協力金」の基本的な考え方

各自治体における「地元協力金」の基本的な考え方を表 5 に示す。「地元協力金」の各自治体における考え方には違いがあるが、「施設周辺の環境美化への協力」、「自治会の活性化・運営の支援」、「施設周辺の環境整備・環境教育の推進」、「周辺住民の精神的な負担感の緩和」と 4 つのカテゴリーに分類できる。

表 5 「地元協力金」の基本的な考え方(記述式,n=12)

「地元協力金」の各自治体における基本的な考え方	筆者による分類
クリーンセンター半径1km以内の方が協議会を作っており、この協議会に支出している。自治会には、支出していない。協議会は、施設周辺の環境整備事業(市道協の草刈り、市道のごみ拾い、不法投棄の監視など)を実施しており、この事業に対する補助金として交付しています。損害に対する意味合いは、ありません。	施設周辺の環境美化への協力
衛生センター(ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設及び尿処理施設)周辺の環境美化等にご協力をいただいていることから、「地域振興補助金」を交付している。	自治会の活性化、運営の支援
一般廃棄物処理施設の操業等に際して協力を得ている自治会の活性化並びに廃掃法第9条の4の規定による周辺地域への配慮を目的としており(交付要綱)、損害に対する意味合いは、自治会の活動事業に対して支出するものであり、活動事業計画書などの交付申請等の手続きを経て交付している。(実績報告により使途確認している)	
関係地域の一員として自治会費を支払い、町会の運営を支援する、20年間分の費用であるので、毎年度決算報告を提出いただいている。	施設周辺の環境整備、環境教育の推進
周辺地域の生活環境の保全・増進に配慮するとともに地域の活性化を図る。	
地元施設を置かせてもらっている、関係地域の一員として自治会に支払っている。損害に対する意味合いはない。	周辺住民の精神的な負担感の緩和
一般廃棄物処理施設の設置及び操業に関して協力を得ている周辺自治会の地域の活性化を図ることを目的に交付を行っている。	
市民の生活に必要な不可欠な環境衛生施設の設置に当たり、当該施設の設置により、周辺の環境及び景観が損なわれるものでないことを広く周知するとともに、市が優良な環境の創造に先進的かつ積極的な取組を展開していることを発信することを旨とし、環境整備、環境教育等の事業実施を行う周辺自治会等の団体に対して、予算の範囲内において交付金を交付している。	
廃棄物処理事業の円滑な推進を図り、生活環境の保全に資するため。	周辺住民の精神的な負担感の緩和
地元との協議の上、公共の利益に資するものについて、協定を交わし自治会に支払っている。	
可燃ごみ中間処理施設2施設を各地元へ置かせてもらっている。2施設の稼働延長に伴い協力費及び環境整備費として当初一時金の支払い。	周辺住民の精神的な負担感の緩和
対象施設の設置・運用にご協力いただくため、周辺住民の精神的な負担感(不公平感、健康不安、風評被害等)に対するものという趣旨で支出しており、実害を想定してものではありません。	

(3)支出額の設定方法

「地元協力金」の支出額は地元自治会等との協議による同意額であることが明らかとなった。

各自治体の周辺環境(耕作地の有無, 交通量, 人口等)に合った支出をするための設定方法であると考えられる。

(4) 「地元協力金」の見直しについて

「地元協力金」の見直しをしている自治体は6自治体, 見直ししていない自治体は3自治体, 検討中の自治体が2自治体となった。

「地元協力金」の見直し内容と検討内容について表6に示す。見直し内容は, 主に支出金額の減額であるが, 自治体によっては施設の増改築による, 増額をしている自治体もみられた。

見直し検討中の自治体は, 段階的な「地元協力金」の終了を検討しているが, 減額段階で, 地元自治会等との協議が順調には進んでいない現状である。

表6 「地元協力金」の見直し・検討内容(記述式,n=6)

見直し内容	平成3年度～平成18年度 40万円 平成19年度 38万円 平成20年度～ 36万円 見直し内容: 補助金額の引き下げ
	平成18年4月, 全補助金の一律5%カットが実施されたが, 運営費補助金は周辺地域住民の陳情や市議会議員の運動により, 5%カットが見送られた。 平成23年12月, 支払いの是非, 根拠, 金額等について考え方を整理
検討中	施設の増設・改築などに伴い, 支出開始から年々増額傾向にある。 物価上昇に伴い, 5年ごとに価格の見直しを行ってきたが, 近年は定額, 議会での指図を受け, 自治会と減額見直し協議中。 新たな設備の追加設置等による(昭和60年以降3回見直し)
	生活関連施設周辺地域に対する公金の支出について, その取り巻く状況が大きく変化していることから, 段階的な終了を前提に現在検討を行っている。

(5) 「地元協力金」の用途限定について

「地元協力金」の用途を限定している自治体は, 4自治体である。用途限定内容について, 表7に示す。

「地元協力金」の用途限定内容は各自治体により, 異なり, 「地元協力金」の支出に対する基本的な考え方の違いによるものと考えられる。

表7 「地元協力金」の用途限定内容(記述式,n=5)

用途限定内容
協議会は, クリーンセンター周辺の環境整備事業(市道脇の草刈り, 市道のごみ拾い, 不法投棄の監視など)を実施すること。
事業費には, 慶弔費, 懇親会等の食料費等を認めない。
宗教行事(自治会内の神社等)への利用はお断りしている。なお, 毎年度自治会の会計決算書を提出してもらっているが, 用途確認までは行っていない。
報償費, 旅費, 消耗品費, 燃料費, 食糧費, 印刷製本費, 修繕料, 賄材料費, 飼料費, 通信運搬費, 手数料, 筆耕翻訳料, 保険料, 委託料, 使用料及び賃借料, 工事請負費, 原材料費, 備品購入費, 交付金, その他市長が特に必要と認めるもの。
生活環境の保全および増進に資する事業, 住んでいることに誇りをもち, ふるさと意識の醸成に資する事業, 地域住民の連帯感や自治意識の高揚に資する事業, 地域の住環境の更なるイメージアップに資する事業, その他地域の活性化に資する事業

(6) 「地元協力金」に係る情報公開の方法について

「地元協力金」に係る情報公開の方法は3つあることが明らかとなった。1つ目は「議会提出の予算書にて公開」, 2つ目は「議会提出の決算書にて公開」, 3つ目は「問い合わせがあれば公開」の3つの方法である。なお, 3つの情報公開方法で公開される内容は, 各方法によって異なっている。

(7) 対象自治会の選定方法について

対象自治会の選定方法と対象自治会の筆者による分類について, 表8に示す。対象自治会の選定方法は, 3種類であることが明らかとなった。1つ目は施設が立地している自治会が選定される「施設立地自治体」, 2つ目は施設が立地している自治会とそれに隣接している自治会が選定される「施設立地・隣接自治会」, 3つ目は対象施設からの距離で選定される「距離による選定自治会」である。

表8 対象自治体の選定と筆者による分類(記述式,n=11)

選定方法(重複あり)	筆者による分類
施設の立地する自治会	施設立地自治会
施設の立地する自治体	
施設に立地する町内会	
ごみ焼却施設 施設の立地する自治会 最終処分場 施設の立地する自治会	
当該施設の設置場所の町の自治会を選定	施設立地・隣接自治会
対象は, 施設の設置地域に該当する自治会※設置当初に支払う地元協力金の対象自治会は, 施設の半径500mに属する自治会と定義付けした。	
施設の立地する自治会, その施設に隣接する自治会 環境衛生施設所在地先の自治会及び施設所在地近隣の自治会	距離による選定自治会
旧最終処分場 その施設に隣接する自治会 クリーンセンターから半径1km以内の世帯を対象としている。	
旧最終処分場 その施設に隣接する自治会 (施設から半径600mの自治会)	

(8) 施設立地時における反対について

回答自治体(11自治体)の内, 地元自治会等から反対があったのは7自治体であり, 反対が無かったのは3自治体である。

施設立地時における地元自治会等の反対内容と筆者による分類を, 表9に示す。風評被害, 環境悪化, 交通量の増加, 健康被害といった反対内容が主な反対理由である。

表9 ごみ処理場等の施設立地時における反対内容と筆者による分類(選択記述式,複数可,n=16)

反対内容・主張(n=16)	筆者による分類
次世代(子・孫)への影響	直接的な人体への影響による反対 (4)
排ガスにより, ぜんそくやガンなどの健康被害 (2)	
ごみ収集車からの汚水のたれ流しの増加	
車両通行による安全性の低下 (3)	間接的影響による反対 (10)
空き地や道路などに不法投棄の増加	
排煙によるビニールハウス支柱の腐食, トタン屋根の腐食	
環境悪化 (2)	
風評被害 (3)	住民のエゴによる反対 (2)
他地域への施設建設要求(NIMBY) (2)	

(9) 「地元協力金」の問題点・課題について

「地元協力金」に問題点・課題がある自治体は11自治体中5自治体である。「地元協力金」の問題点・課題を, 表10に示す。

「地元協力金」に対する考え方を見直し, 「地元協力金」の減額・廃止というような内容を含んだ問題点・課題が存在することが明らかとなった。

また、「地元協力金」の増額を要望する事例が存在することも明らかとなった。

これらの事例から、「地元協力金」に関する外部からの自治体への反応が明らかとなった。

表 10 「地元協力金」の問題点・課題(記述式, n=4)

「地元協力金」の各自治体の問題点・課題(n=4)
平成18年4月、全補助金の一律5%カットが実施されたが、周辺地域住民の陳情や市議会議員の運動により、5%カットが見送られた。数年前から監査委員より、補助金の支払いが始まって20年以上過ぎているため、「補助金を交付すべきではない。または、数年後に廃止するように。」との指導を受けている。しかし、協議会から補助金の継続要望が出されているため、難しい状況となっている。
協議会から、「あり方」、「積算根拠」等についての整理を求められたことがある。
支出の適正、額の妥当性について
設置当初に支払い、施設の供用期間を延長する場合に再度支払う場合の根拠(センターでは実際に支出差し止め訴訟が提起された。)
過去に対象自治会から交付金(地元協力金)の増額要望があった。

5. 結論

(1)目的1に対する結論

以下に、「地元協力金」の実態を示す。

「地元協力金」を支出している自治体は、アンケート回答自治体中6.8%と少ない。

支出根拠は自治体独自の「条例・要綱」を定めている事例が多いことが明らかとなった。また、「条例・要綱」が定められる以前は、覚書等の紳士協定が結ばれていた。

「地元協力金」支出における基本的な考え方は、実害に対する支出ではなく、「自治会の活性化」や「周辺環境の整備・美化」等の目的で支出しているということである。

年間支出額は、最終処分場が1自治会あたり平均年間支出額825,000円と最も高い。

支出額の設定方法は、地元自治会等との協議による同意額である。

「地元協力金」の用途の限定をしている自治体は11自治体中4自治体であった。また、用途実績を公表できない自治体も存在した。

対象自治会は、「施設立地自治会」「施設立地・隣接自治会」「距離による選定自治会」の3種類に分類できる。

「地元協力金」の問題点・課題は、支出額の妥当性・「地元協力金」あり方について、整理・見直しをすることである。

「地元協力金」以外での周辺地域への配慮として、地域行事への参加、ごみ収集車の通行ルート規制、他自治会より優遇措置、周辺の美化、業務委託、ごみ廃棄料金の無料化、集会所等の建設費援助を行っている。

(2)目的2に対する結論

以下に、ごみ処理施設等における「地元協力金」の支出の考え方、支出の方法、支出の根拠、支出そのものの必要性について整理したものを示す。

1)「地元協力金」の支出の考え方

「地元協力金」は周辺地域の活性化・美化を目的とし、迷惑を掛けていることに対してではなく、施設を置かせてもらっている地元住民の一員として感謝の気持ちを表す一つの手段とする。

2)支出の方法について

立地している自治会を対象とし、その他の自治会に関しては、環境影響評価をもとに分析し、慎重に対象自治会を選定する必要がある。

また、自治会との協議の中で、施設が与える影響を評価し、それに見合った支出期間・支出金額を明確にし、支出する必要がある。

3)支出の根拠について

「地元協力金」を支出する際は、各自治体の周辺環境を十分に考慮した上で、条例・要綱を制定し、それを支出の根拠とする必要がある。

また、その際に注意すべきは、条例・要綱制定以前の「地元協力金」制度を引き継がないことである。

4)「地元協力金」支出の必要性について

「地元協力金」は地元住民との合意形成の段階から必要であり、ごみ処理施設等と地元住民の関係を円満に保つ一つの手段であることから、必要性は高いといえる。

また、最近では施設の建設地を公募する自治体も増え、「地元協力金」は地域活性化の重要な手段であると考えられる。

しかし、「地元協力金」だけでは、周辺地域への配慮には欠けているため、積極的な地域との関わりも必要であるといえる。

(3)今後の課題

「地元協力金」の制度というものの実態を明らかにすることができたが、調査協力を得られた自治体の実態に過ぎず、調査協力を得られなかった自治体の「地元協力金」の実態は不明である。「地元協力金」は通称「迷惑料」とも呼ばれており、調査協力を得られなかった原因の一つでもある。

6. 参考文献

- 1) 新井智一：東京都小金井市における新ごみ処理場建設場所をめぐる問題,地学雑誌,120(4),pp.676-691(2011)
- 2) 柏原士郎：地域施設の適正配置に関する研究,日本建築学会近畿支部研究報告集,52(19),pp.265-268(1979)
- 3) 中日新聞：市民側の請求棄却 大津市「迷惑料」訴訟,2013-07-19
- 4) 湖北広域行政事務組合：湖北広域行政事務センター運営形態等のあり方について(案),第3回湖北広域行政事務センター施設整備計画および運営形態のあり方検討委員会資料,2014-02-18

